

長 建 協 発 第 3 9 7 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建築工事等の設計単価決定方法の見直しについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設産業においては、下請け企業を含め社会保険等への加入を促進し、職場環境の向上を図る必要があることから、国土交通省及び長崎県建築課では事業者が負担すべき法定福利費相当額を、予定価格に適切に反映できるよう積算基準等の見直しを行っているところであります。

そこで、長崎市におきましても、建築工事等の設計単価決定方法の見直しが行われました。

つきましては、この措置の趣旨をご理解の上、専門工事業等への法定福利費相当額を含めた適切な支払いを行っていただきますよう、長崎市建築部建築課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、見積の際は法定福利費を内訳明示した見積書を提出していただきますようお願い申し上げます。

☆ お問い合わせ先

長崎市建築課 担当：神崎

TEL 095-829-1186